

## 07—01 P U D T

### 審判廷

1. 審判廷は、審判官が審判手続（特許（商標登録）異議の申立て、判定に関する手続を含む。）のうち口頭審理及び証拠調べを行う場所をいう。
2. 審判廷は、原則特許庁内で開くものとするが、審判長は、必要と認めるときは、他の適当な場所を審判廷に定めることができる。
3. 審判廷では、期日における口頭審理及び証拠調べを行う。
4. 審判廷は、定数の審判官及び審判書記官が列席して開かれる。  
審判廷における審判官などの定位置は、原則として別記審判廷構成図のとおりである。
5. 審判長は、開廷中審判の審理を指揮し、審判廷の秩序の維持に努める（特 § 138②、実 § 41、意 § 52、商 § 56）。  
審判廷における写真の撮影、速記、録音、録画又は放送は、審判長の許可を得なければすることができない（特施規 § 54、実施規 § 23⑫、意施規 § 19⑧、商施規 § 22⑥）。  
審判長は、携帯電話の電源を切ることを要請したり、大きな声で話をすることや大きな音を立てないように注意するなど、審判の審理進行や審判廷の秩序を維持するために必要な措置をとることができる。なお、審判廷内での水分の補給は認められている。
6. 審判長は、口頭審理を公開しないで行う（特 § 145⑤ただし書、実 § 41、意 § 52、商 § 56①）ときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡

さなければならない。

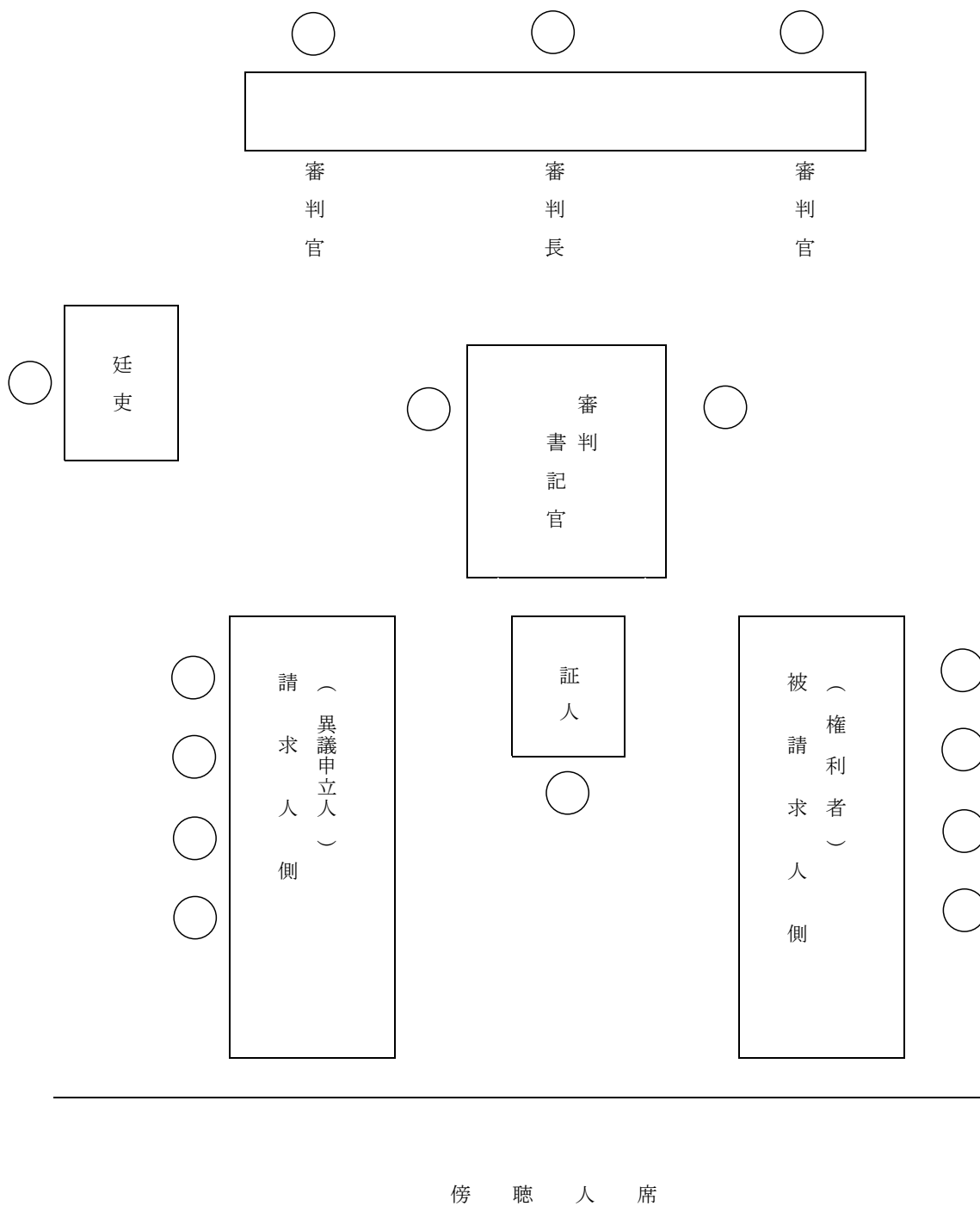
7. 審判廷：特許庁本庁舎

第1 審判廷：経済産業省別館

第2 審判廷：経済産業省別館

なお、特許庁本庁舎の審判廷は、IT 機器を備えた IT 審判廷となっており、動画等による技術説明、書画カメラを用いた現物・対象物の検証が可能である。

### 審判廷構成図（例）



注) ( ) 内は特許（商標登録）異議申立事件の場合（証拠調べを行う場合）。  
廷吏の職務を審判書記官が代わって行うこともある。

(改訂 H30.9)